

玉村町放課後児童クラブの運営業務に係る委託料積算基準（別紙3）

1 支援員人件費

（1）支援員

①通年 4時間00分勤務（14：00～18：00）

人件費 4時間00分×通年開所日数×支援員数

②土曜日 9時間00分勤務（8：30～17：30）

人件費 9時間00分×土曜開所日数×支援員数

※2クラブ（支援単位）を集約し、合同で実施する。

③長期休業日（振替休業日、臨時休業日） 10時間15分勤務（7：45～18：00）

人件費 10時間15分×長期休業日（臨時休業日）開所日数×支援員数

（2）支援員 時間延長分

①通年 30分延長（18：00～18：30）

人件費 30分×通年開所日数×支援員数

②長期休業日（臨時休業日） 30分延長（18：00～18：30）

人件費 30分×長期休業日（振替休業日、臨時休業日）開所日数×支援員数

2 支援員加配分

（1）特別な支援が必要な児童（※1）を受け入れるため、設計には現在、支援員1名分の金額を加算している。加配の支援員の増減については、町と受託者が協議のうえ決定するものとする。なお、（※1）は、①手帳所持②医師の診断書あり③支援学級に在籍している児童④町と受託者が協議のうえ支援が必要と判断された児童とする。

①特別な支援が必要な児童2名以下の場合、支援員1名の加配。

②特別な支援が必要な児童3－4名以下の場合、支援員2名の加配。

③特別な支援が必要な児童5名以上の場合、支援員3名の加配。

3 支援員の福利厚生

保険年金・介護保険・労災保険・雇用保険は必要な金額を積算すること。

4 消耗品

管理用消耗品＋図書・玩具＋使用物品は必要な金額を積算すること。

5 備品

パソコン、プリンター及びスキャナー等は必要な金額を積算すること。

6 損害賠償責任保険

育成業務に起因して、児童等に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合の補償の為、損害賠償責任保険に加入すること。

7 経費

支援員募集費・健康診断費用・検便費用・研修参加費・被服費等

8 その他の費用については、町が負担する。